令和６年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金
（小規模実証・ＦＳ事業：一次公募）

公募説明会

令和６年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金
（小規模実証・ＦＳ事業）事務局

１．事業の概要

２．応募手続きについて

３．審査・採択について

４．応募書類の作成における注意事項

１．事業の概要

２．応募手続きについて

３．審査・採択について

４．応募書類の作成における注意事項

（１）事業目的

令和６年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金
（小規模実証・ＦＳ事業）

いわゆるグローバルサウス諸国（ASEAN、インド、中東、アフリカ、中南米、太平洋島嶼国等。以下、「グローバルサウス諸国」という。対象国の判断に迷う場合は都度、事務局に相談のこと。）では、産業の脆弱さ、保健・防災・食糧問題等といった課題を抱えています。

経済産業省は、グローバルサウス諸国が抱える課題を解決することを通じて当該地域の市場の成長力を活かし、日本の経済安全保障（サプライチェーン強靱化等）の確保及び日本国内のイノベーション創出等により国内産業活性化を目指すと共に、グローバルサウス諸国との経済連携を強化するため、**本邦企業が行うインフラ等の海外展開に向けた事業実施可能性調査事業（以下「ＦＳ事業」）及び小規模実証事業（以下「実証事業」）の実施に必要な費用の一部を補助**します。

※本事業は、令和６年度補正予算「グローバルサウス未来志向型共創等事業」のうち、
大型実証（補助）、ウクライナ復興支援・中東欧諸国等連携強化事業に係るものではございません。

（２）事業対象

■ 対象となる事業及び対象国・地域について

	令和６年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金（小規模実証・ＦＳ事業）
対象事業	インフラ等プロジェクトの 具体的案件組成や受注・事業化に向けた ① FS事業　② 実証事業
対象国・地域	グローバルサウス諸国 （ASEAN、インド、中東、アフリカ、中南米、太平洋島嶼国等） （対象国の判断に迷う場合は都度、事務局に相談のこと）
対象となる分野	①GX分野：化石燃料からクリーンなエネルギー利用への転換を図る案件 ②DX分野：デジタル技術を用いて、ビジネスモデルの変革を図る案件 例)エネルギー×ＤＸ、医療・ヘルスケア×ＤＸ、防災・気候変動×ＤＸ等 ③経済安保分野：「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」で指定された「特定重要物資」に係る案件

■対象外

事業実施期間中に補助対象経費を用いた製品及びサービス等の有償販売及び有償提供を行う場合で、補助事業に要する経費の自己負担分(「補助事業に要する経費」ー「補助金額」)以上の利益が出る事業（補助事業に要する経費の自己負担分を賄う以上の利益が出る事業）

（２）事業対象

■ 補助対象となる事業形態について

以下の２つのうち、どちらか一方を選択し申請してください。

※提案者が同一であっても、事業内容が各々異なる内容の事業であれば、両方応募、若しくは、同じ形態で複数事業の応募を行うことは可能です。ただし、本事業を多くの事業者に活用いただくために、応募書類の審査の結果、 不採択とする場合があります。

※申請は事業ごとに行ってください。

※同一事業を分割して複数案件として申請したり、複数者から同一案件をそれぞれ申請したりすることは認められません。

※過去又は現在の日本国政府が助成する他の制度と同一又は類似内容の事業は原則補助対象となりませんが、事業自体は同一または類似内容であっても調査範囲やスコープ等が明確に区分され、本事業の目的に合致している案件については応募いただくことは可能です。

1 ＦＳ事業

グローバルサウス諸国において、案件組成段階で事業化の可能性を調査すること。実行可能性、採算性などを調査することを指す。 調査・検討する内容は、事業の外部要因として政治、法制、規制、経済、技術動向、自然環境、社会環境といったマクロ環境と、業界の動向、市場調査、競合状況、財務的可能性（IRRを含む）等の個別案件のミクロ環境の調査を含むものとする

※企業が行う個別案件の組成段階での調査が対象となり 、実証事業は対象外です。

2 実証事業

実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度などを、グローバルサウス対象地域において、その有効性や経済性などを確認することを指す（商用に向けたスケール化を目指す実証）

※本事業は、研究開発支援及び設備投資支援を行う事業ではありません。

（２）事業対象

■ 補助対象となる具体的な事業内容

① ＦＳ事業

- 相手国への提案に必要な情報収集、調査、分析 等
- 競合他社の動向の把握、他社との差別化の検討 、潜在的な連携・提携・買収先の調査（プロアクティブサーチ）
- インフラ等の基本的な設計 等
- 立地や、インフラ等の基本的な設計を検討する上で必要な用地測量、試験、データ収集・分析 ※
- キーパーソン招聘、専門家派遣
- 事業規模、コスト、収入等の算出
- ファイナンスの検討
- 受注や事業化までのスケジュールの検討
- 事業実施体制の検討
- 相手国における現地パートナー調査、出資、買収機会の探索やコンタクト、交渉
- 相手国企業へのデューデリジェンスの実施を通じた出資や買収等の検討
- その他必要となる調査

※事業実施期間中に限定して既存設備や機器を活用する場合や、これらを事業実施期間内にレンタルする場合に限り、補助対象

② 実証事業

- 取得財産を用いた製品・サービスの運用・評価等
- 実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度等の有効性や経済性等の確認
- 上記に付随して必要となるその他調査等

（２）事業対象

■ 補助対象となる事業類型

補助対象となる事業は以下の３つの事業類型のうち、いずれかに該当する必要があります。

※複数の類型に当てはまる事業での応募も可能です。複数の類型に当てはまる場合、申請時には最も当てはまると思う類型1つを選び、ご応募ください。

※なお、様式２の提案書において複数類型に当てはまる旨をご説明頂いた場合は、内容により加点対象となる場合もあります。

類型１

我が国のイノベーション創出につながる共創型

グローバルサウス諸国で行われるＦＳ事業若しくは実証事業から得られたデータ・知見がもととなり、将来的にリバースイノベーションにより新たな日本のイノベーションの種を創出する、日本とグローバルサウス対象国の共創型の事業類型

すなわち以下の3点をすべて満たすこと
- ✓日本で既に技術的には確立されたものであること
- ✓該当国において商業的に未適用なプロジェクトであること（又はスケール化を含むビジネス上の課題が明確であること）
- ✓日本へのリバースイノベーションに資すること

類型２

日本の高度技術海外展開型

グローバルサウス諸国で行われるＦＳ事業若しくは実証事業が商業化に至り、さらに該当国でのデファクトスタンダードの獲得が見込まれ、ひいては日本の雇用増加等につながる事業類型

すなわち以下の3点をすべて満たすこと
- ✓日本で既に技術的には確立されたものであること
- ✓該当国において商業的に未適用なプロジェクトであること（又はスケール化を含むビジネス上の課題が明確であること）
- ✓商業化に至った際には、該当国でのデファクトスタンダードの獲得が見込まれ、日本の雇用増加に繋がること

類型３

サプライチェーン強靭化型

日本の輸入依存度が高い物資について、本事業を通じて供給構造の多角化やサプライチェーン強靭化につながる事業類型

すなわち以下の3点をすべて満たすこと
- ✓日本の産業構造上重要と考えられる物資を対象とすること
- ✓該当国において商業的に未適用なプロジェクトであること
- ✓日本の一国依存度が高く、本事業を通じた供給構造の変化が日本のサプライチェーン強靭化に資すること

（３）補助金交付の要件

１．採択予定件数

・　ＦＳ事業、実証事業、合わせて６０件程度

２．補助金の額及び補助率

■　補助金上限金額：補助額（補助対象経費に補助率をかけた額）の上限は以下とします。

①　FS事業　　：上限１億円

②　実証事業　　：上限５億円　※共同申請の場合は、共同申請者全体を含めた上限額

■　補助率：１／２以内 、中小企業のみ ２／３以内 です

中小企業の補助率（２／３以内）の適用について

・中小企業の補助率（２／３以内）の適用を受けるためには、**様式４の提出が必須**です。
・直接の申請企業のみ対象となり、申請企業の外注・再委託先企業は対象となりません。
・中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者を適用対象とします。
・事業全体の企画並びに根幹にかかわる執行管理部分を担う事業実施主体と認められ、
中小企業から大企業への外注・再委託割合が原則４０％以下の場合に限ります。

※ 次のいずれかに該当する場合は、中小企業の補助率は適用されず１／２の補助率となります。

① 資本金又は出資金が５億円以上の法人に直接又は間接に１００％の株式を保有される中小・小規模事業者
② 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去３年分の各年又は各事業年度の課税所得の
年平均額が１５億円を超える中小・小規模事業者

（３）補助金交付の要件

共同申請の場合、中小企業補助率の適用を受けられるのは幹事法人・共同申請者ともに中小企業のみの場合に限ります。

共同申請する企業の組合せ	適用される補助率
大企業等と大企業等の共同申請	１／２以内
中小企業と大企業等の共同申請	１／２以内
中小企業と中小企業の共同申請	２／３以内

（３）補助金交付の要件

３．事業実施期間

①　FS事業　　：交付決定日から２０２６年８月３１日（月）まで

②　実証事業　　：交付決定日から２０２６年８月３１日（月）まで

※交付決定は２０２５年９月中下旬を予定しておりますが、交付申請書類の提出状況によっては、更に時間を要する場合があります。
※補助事業期間内に、原則、各種補助対象経費の支払を済ませておく必要があります。
※本事業実施後も定期的なフォローアップ調査の対象となり、事業終了後５年間は、フォローアップ調査の実施にご協力をお願いいたします。
※フォローアップ調査の結果については必要に応じて 、公表や説明の場を設ける場合があります。

４．補助金の支払い時期・方法

補助金の支払いは、原則として事業終了後の精算払となります。
ただし、事業期間中に機械設備の設置及びその支払いを完了した場合など必要があると認められる経費については、概算払を行います。

・事業終了後、事業者が提出する実績報告書に基づき、必要に応じて現地調査を行い、支払額を確定します。
支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。
このため、全ての支出には、その事実を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。

支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、
支払額の対象外となる可能性があることにご留意ください。

・事業期間終了後の手続き円滑化のため、
事業期間中に当該時点までの支出状況などを確認する中間検査を実施する場合があります。
※支払額の確定方法の詳細については、
以下のリンク先に記載している事務処理マニュアル等の書類を十分に確認してください。
「経済産業省補助事業実施マニュアル」
https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf

（４）事業全体の流れ

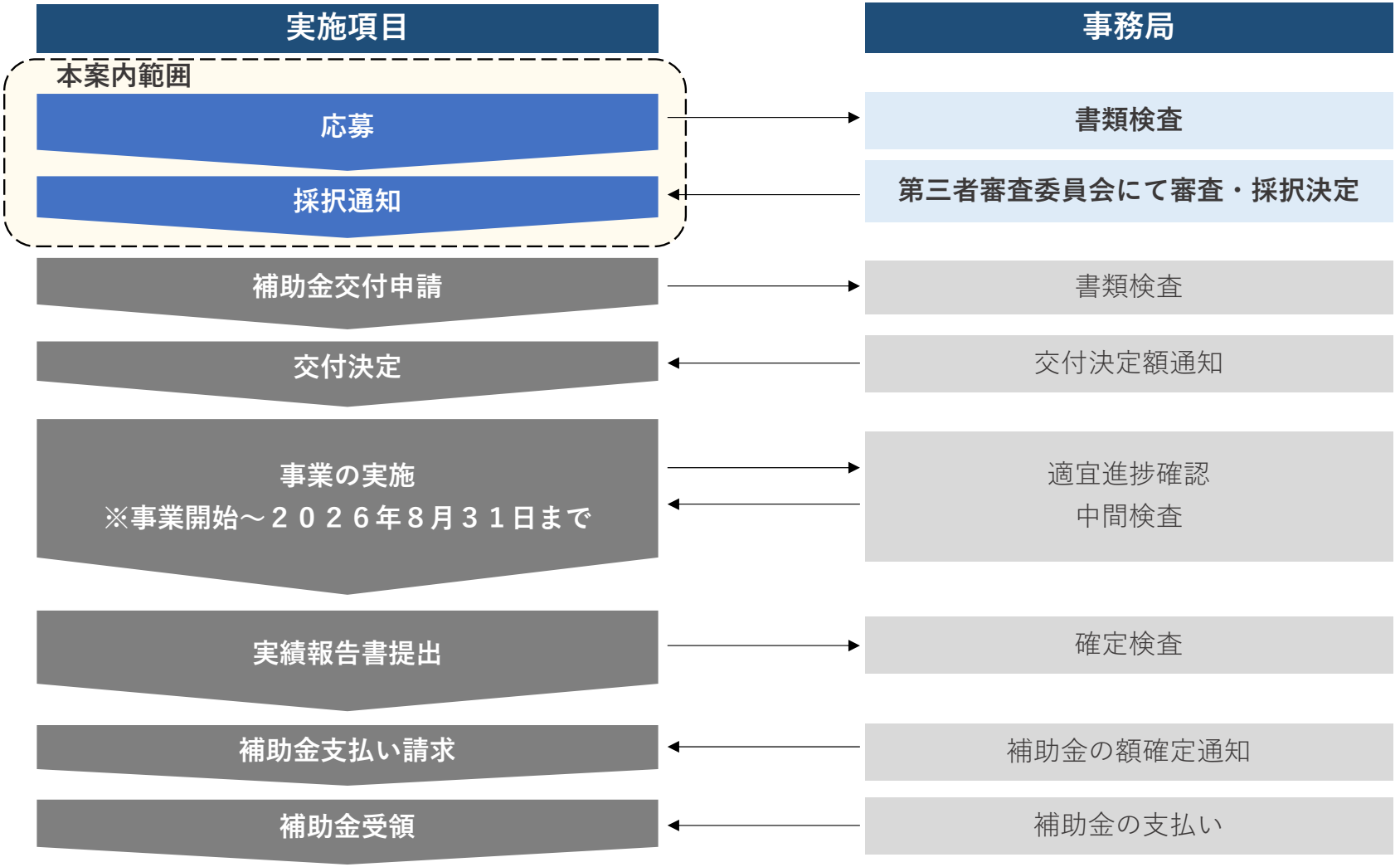
実施項目
事務局
本案内範囲
応募
採択通知
書類検査
第三者審査委員会にて審査・採択決定
補助金交付申請
書類検査
交付決定
交付決定額通知
事業の実施
※事業開始～２０２６年８月３１日まで
適宜進捗確認
中間検査
実績報告書提出
確定検査
補助金支払い請求
補助金の額確定通知
補助金受領
補助金の支払い

１．事業の概要

２．応募手続きについて

３．審査・採択について

４．応募書類の作成における注意事項

（１）応募資格

応募資格は、次の要件を全て満たす企業・団体等とします。

（１）単独の申請、または、幹事法人の応募資格

① 日本に拠点及び法人（登記法人）格を有していること。
② 過去に類似事業の経験を有するなど、本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
④ 事務局が提示する補助金交付規程に同意すること。
⑤ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置の対象となっていないこと。
⑥ 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。
⑦ 政府からのEBPM※に関する協力要請に応じること。
(※)EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、
政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。
限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくＥＢＰＭの推進は、２０１７年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。
⑧ 採択後に令和６年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金（小規模実証・ＦＳ事業）に採択された旨のプレスリリースを行うこと。

（１）応募資格

■共同申請について：

複数の企業・団体等が共同で事業を行う形式の共同申請も可能ですが、その場合は幹事法人を一者決めるとともに、幹事法人が申請書類を提出してください。
また、その場合の補助金は、幹事法人に交付し、幹事法人から共同申請者に分配することとします。
日本法人と現地法人の共同申請も可能です。

（２）共同申請 する場合の幹事法人以外（以下、「共同申請者 」）の 応募資格

① 日本に拠点及び法人（登記法人）格を有している、若しくは、現地法人の場合は、以下いずれかの要件を満たした法人であること。
　（ｉ）幹事法人あるいは共同 申請者（ 日本法人 に限る） の海外子会社（日本側出資比率１０％以上）
　（ii）幹事法人あるいは共同 申請者（ 日本法人 に限る） の海外孫会社（日本側出資比率５０％超の海外子会社の出資比率５０％超） 。
② 過去に類似事業の経験を有するなど、本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
④ 事務局が提示する補助金交付規程に同意すること。
⑤ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置の対象となっていないこと。
⑥ 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。
⑦ 政府からのEBPMに関する協力要請に応じること。

（１）応募資格

（３）その他

事務局を運営するTOPPAN株式会社及び同社委託先である三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社については、原則として、本事業への応募または応募企業の委託・外注先に入ることはできません。また、両社の関連会社（会社法第２条第３号又は第４号に規定する親会社・子会社）についても、同様とします。

※応募に当たって提出された申請書や関連書類に記載の事項に虚偽が認められたり、疑義が生じたりした場合は、
採択後であっても、事務局はその内容について確認を行い、採択の取り消しを行う権利を留保しているものとします。

（２）応募書類の提出方法･期限

締切を過ぎてからの提出は、審査を行わず、不採択といたします。

応募申請は、①Ｊグランツ ②データ送受信サービスのうちどちらかの方法で提出してください。
※メールでの提出は受け付けておりませんので、ご注意ください。

申請書類の受付は、２０２６年５月１２日（月）から６月５日（木）１２時までとなります。

※締め切り時間までに、全てのファイルをアップロード完了している必要がありますので時間に余裕をもって申請してください。

提出方法	備考
① 補助金申請システム 「jGrants（Jグランツ）」 jGrants	「jGrants（Jグランツ）」から本事業のページにて電子申請を行ってください。 ✓ 申請の際には、ＧビズＩＤプライムアカウントの取得が必要です。アカウントの取得には時間を要しますので、未取得の方は、お早めに利用登録を行ってください。 ✓ 共同申請を行う申請者は、jGrants（Jグランツ）を使用して電子申請を行うことが出来ませんので、事務局へ個別にご連絡ください。
② データ送受信サービス	個別にアップロードURLをご案内しますので、事務局メールアドレス【 inquiry_fspoc@gshojo.jp 】までに個別にお問い合わせください。 **必ず６月３日（火）までに事務局にお問い合わせください。** **６月４日（水）以降は受け付けておりませんのでご注意ください。** 件名：【提出希望】グローバルサウス未来志向型共創等事業の応募方法について（小規模実証等） 本文：「事業形態（ＦＳ事業or実証事業）」「所属組織名（企業名）」「担当者氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「メールアドレス」を明記

（３）応募書類の一覧

必須書類の不足は、審査を行わず、不採択とする場合があります。

■ 様式類、**提出必須書類**

	書類名	提出要否	募集要領（4）応募書類との対応	備考	提出時のファイル名
1	様式１申請書	必須	1		様式１申請書_事業者名称.pdf
2	様式２提案書	必須	2	「1.法人名」から「１５．補助金申請額」までを１４ページ以内とし、簡潔でわかりやすくフォーマットに従って記載してください。	様式２提案書_事業者名称.pdf
3	様式２別添１事業概要	必須	3	類型１～３でフォーマットが異なります。複数の類型に当てはまる場合は、最も当てはまると思う類型のフォーマットのみ提出してください。	様式２別添１_事業者名称.pdf
4	様式２別添２積算内訳書	必須	4	PDF形式、EXCEL形式の両方をご提出ください。 ※共同申請の場合は、他の構成員となる企業・団体分のシートの作成が必須です。	様式２別添２_事業者名称.pdf 様式２別添２_事業者名称.xlsx
5	様式２別添４実施体制補足資料	必須	6	実施体制の補足資料として作成してください。 ※共同申請の場合は、他の構成員となる企業・団体分の提出も必須です。	様式２別添４_事業者名称.xlsx
6	様式３申請法人概要表	必須	7	※共同申請の場合は、他の構成員となる企業・団体分の提出も必須です。	様式３_事業者名称.pdf
7	財務諸表	必須	１０	中小企業以外は直近1年分、中小企業は直近３年分を提出してください。 ※共同申請の場合は、他の構成員となる企業・団体分の提出も必須です。 ※現地言語で記載の書類は、日本語訳も提出してください。 ※日本の証券取引所に上場している企業は、四季報の写し又は上場していることを証明する文書（写し）で可。	財務諸表_事業者名称.pdf

（３）応募書類の一覧

■ 様式類、その他提出書類

	書類名	提出要否	募集要領（4）応募書類との対応	備考	提出時のファイル名
8	様式２別添３委託・外注費率に関する理由書	該当者のみ	5	委託・外注費の額の割合が４０％を超える場合、当資料をご提出ください。 ※共同申請の場合、幹事法人 ・共同申請者のそれぞれで比率を出さず、事業全体の金額比率で算出してください。	様式２別添３_事業者名称 .pdf
9	様式４中小企業補助率の適用要件審査	該当者のみ	8	中小企業の補助率を選択する場合に提出してください。 ※共同申請の場合は、他の構成員となる企業・団体分の提出も必須です。	様式４_事業者名称.pdf
10	直近の法人税申告書別表１	該当者のみ	１２	様式５を中小企業が提出する場合のみ、前年度の法人税申告書別表１を提出してください。	法人税申告書別表１_事業者名称.pdf
11	ワーク・ライフ・バランスの取組に関する認定証等の写し	該当者のみ	１３	ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている場合は、該当するものの認定証等の写しを提出してください。	ＷＬＢ_事業者名称.pdf

（３）応募書類の一覧

■ 様式類、その他提出書類

	書類名	提出要否	募集要領（4）応募書類との対応	備考	提出時のファイル名
12	パートナーシップ構築宣言ポータルサイトで自社が表示されているページの写し	該当者のみ	１４	パートナーシップ構築宣言ポータルサイトで自社が表示されている場合は、ページの写しを提出してください。	パ宣言_事業者名称.pdf
13	アフリカへの面的連携案件に係る資料の写し	該当者のみ	１５	アフリカでの事業化を見据え、インド等の第三国企業と業務提携を行っている場合は、業務提携を行っていることを示す資料の写しを提出してください。	アフリカ_事業者名称.pdf
14	様式７人権尊重の取組状況	該当者のみ	１７	中小企業以外の事業者のうち、会社法における会社に該当する場合は提出してください。 ※共同申請の場合は、他の構成員となる企業・団体分の提出も必須です。	様式７_事業者名称.pdf
15	様式５従業員への賃金引上げ計画の表明書	任意	9		様式５_事業者名称.pdf
16	様式２の補足資料	任意	１１	様式２の補足資料（事業内容詳細、写真やスキーム図等）を必要に応じて提出してください。（原則Ａ４サイズ）	様式２補足資料_事業者名称.pdf
17	様式６強靱で持続可能なサプライチェーン構築の取組	任意	１６	事業形態「実証事業」で申請する場合のみ、任意で提出してください。	様式６_事業者名称.pdf

（４）応募書類に関しての注意事項

■ 様式６別添の提出時期については、募集要領Ｐ２４～２５、Ｐ３４を参照してください。

■ 様式７は応募時、事業終了時にそれぞれ提出いただきます。
詳細は募集要領Ｐ３４～３５を参照してください。

■ 各種書類や様式のご提出においては、記載漏れや記載ミスの無いよう十分にご確認の上、
また各種書類の整合性を十分にご確認の上、ご提出願います。
共同申請の場合、共同申請者の書類内容については、幹事法人においても重ねてチェックの上
ご提出願います。

■ 提案書に記載する調査実施内容は、今後の契約の基本方針となるため、
予算額内で実現が確約されることのみを記載してください。
採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合、
補助金額の減額修正や不採択となる場合があります。

■ 申請手続きは日本語で行うため、各様式は原則日本語で作成してください。
日本語でない場合は、必ず日本語を補記してください。

■ 様式２別添１事業概要に記載された内容は、画像も含め経産省・事務局において作成する対外公表資料
として使用する場合があります。

（５）提出時の注意事項

■ 提出ファイル名について

・　応募書類及び添付書類（任意）は原則ＰＤＦ形式に変換し、ファイル名は一覧表の「提出時のファイル名」に従って付けてください。

※命名規則は以下の通りです。区切りには半角のアンダーバー(_)を使用ください。

「書類名_事業者名称.pdf」※例）様式１申請書_●●株式会社.pdf

・　様式２別添２積算内訳書は、ＰＤＦ形式及びＥＸＣＥＬ形式の両方をご提出ください。

・　様式２別添４実施体制補足資料は、ＥＸＣＥＬ形式でご提出ください。

・　複数ファイルを圧縮した場合は、以下のようにファイル名を付けてください。

「事業者名称.zip」※書類名は不要です。

■データ容量について

・　jGrants（Jグランツ）で提出する場合は、１ファイルあたりの容量上限を１６ＭＢとし、上限を超える際にはファイルを分割して提出してください。

■提出後について

・　提出の後に申請内容の確認を取らせていただく場合があります。

・　申請書類の提出が確認でき次第、事務局から受領の連絡をいたしますので、その連絡がない場合は、６月９日（月）までに事務局にお問い合わせください。

※資料に不備がある場合や締切り後に提出された申請書は、審査対象外となるため、募集要領等をご参照の上、注意して記入してください。

１．事業の概要

２．応募手続きについて

３．審査・採択について

４．応募書類の作成における注意事項

（１）審査方法･基準

採択は、外部有識者で構成される第三者審査委員会で審査の上、決定します。
応募期間締め切り後、必要に応じて提案に関するヒアリングの実施や追加資料の提出を求めることがあります。

■　審査基準

#	評価項目	審査基準	必須項目として審査されるもの	加点要素として審査されるもの
①	３．（１）の対象に合致しているか	• 対象とする国・地域 • 対象事業 • 対象分野 • 対象インフラ	○	
②	５．の応募資格を満たしているか	1. 単独の申請、または、幹事法人の応募資格 2. 共同申請者の応募資格	○	
③	日本国内のイノベーション創出等による国内産業活性化、グローバルサウス諸国との経済連携	日本国内のイノベーション創出等により国内産業活性化を目指すと共に、グローバルサウス諸国との経済連携を強化する案件か。	○	
④	受注・事業化可能性	本事業終了後５年以内の受注・事業化が見込める案件か。	○	
⑤	政策的意義	政策的意義が高いか（相手国の重点政策となっているか、政府間の協力枠組みと整合的か、類似した事業を海外において実施している場合の当該類似事業との相違点等）。		○

（1）審査方法・基準

■　審査基準

#	評価項目	審査基準	必須項目として審査されるもの	加点要素として審査されるもの
⑥	費用対効果	費用対効果が高いか（受注や事業化した場合に見込まれる本邦からの輸出または投資額と、本事業で支援する費用との比較）。		○
⑦	波及効果、水平展開	日本企業への波及効果、複数国・地域への展開可能性が高いか。		○
⑧	事業類型の合致	事業類型１～３のいずれかに該当する案件か。	○	
		事業類型１～３の複数に該当する案件か。		○
		本事業終了後、５年以内に下記のような成果が定量的に見込め、その水準は妥当なものか。 類型１：我が国のイノベーション創出につながる共創型（新規市場の市場規模の拡大 等） 類型２：日本の高度技術海外展開型（新規市場の市場規模の拡大 等） 類型３：サプライチェーン強靭化型（事業対象製品・部素材のサプライチェーン上の重要性 等）		○
		事業類型２および３の必須KPIが設定されているか。	○	

（１）審査方法･基準

■　審査基準

#	評価項目	審査基準	必須項目として審査されるもの	加点要素として審査されるもの
⑨	事業化に向けた工夫	本事業によるＦＳ・実証の終了から事業化に至る道筋がビジネスプランとして描けているか（受注や事業化を実現するため本事業終了後の相手国政府への提案や資金調達等の方策が具体的に提案されているか等）。		○
		相手国政府等からの要請がなされているか、相手国のニーズを的確に捉えているか。		○
		相手国の市場動向などについて事前に十分な情報収集を行っているか。		○
		本補助金の受給が出来ない場合の実施困難性や補助金の受給によって特に得られるメリット等が明確か。		○
⑩	実施スケジュール	実施スケジュールが適切か。	○	
		日程・作業手順等に工夫がみられるか。		○
		事業実施後の受注に向けた取組及びスケジュールが具体的で実現性があるか。		○

（1）審査方法･基準

■　審査基準

#	評価項目	審査基準	必須項目として審査されるもの	加点要素として審査されるもの
⑪	実施体制	事業実施可能な組織 、人数が最低限確保されているか。	○	
		受注や事業化を担う日本企業が参画しているか。	○	
		相手国の現地企業と連携しているか。		○
		専門性を有する企業等と体制が組めているか。	○	
⑫	予算	実施内容及び実施方法とに対し、予算の適切性、明確性が図られているか。	○	
		目標達成に向け、効率的かつ費用対効果の高い予算設定、予算配分が行われているか。		○
⑬	情報収集・事業遂行能力	現地法人を有している又は現地事情に精通している人材を有しているなど、十分な情報収集を行う体制を備えているか。		○
		過去に同様の調査事業を実施した実績を有しているか。		○
⑭	組織の財政基盤	事業実施可能な財政基盤。	○	

（１）審査方法･基準

■　審査基準

#	評価項目	審査基準	必須項目として審査されるもの	加点要素として審査されるもの
⑮	委託・外注	事業の主たる課題の解決や、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる部分について、委託・外注を行っていないか。	○	
⑯	委託・外注費率	委託・外注費の割合が４０％を超えていないか。超えている場合は、相当な理由があるか。	○	
⑰	賃金引き上げ計画を有しているか	従業員への賃金引き上げ計画を表明しているか。令和７年以降に開始する申請者の事業年度（あるいは暦年）において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を［大企業：３％、中小企業：１．５％］以上増加させる旨を従業員に表明しているか。 ※共同申請の場合は幹事法人のみ対象		○
⑱	ワーク・ライフ・バランスの取組をしているか	該当するものの認定等を受けており、認定証等の写しを提出しているか。 ※共同申請の場合は幹事法人のみ対象		○
⑲	中小企業による申請か。	中小企業による単独申請であるか、又は共同申請であって幹事法人・共同申請者の全てが中小企業であるか。		○

（１）審査方法・基準

■　審査基準

#	評価項目	審査基準	必須項目として審査されるもの	加点要素として審査されるもの
⑳	「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」において宣言を公表しているか	「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」において宣言を公表しているか（応募締切日前日時点）。 ※共同申請の場合は幹事法人のみ対象		○
㉑	J-Startup	J-Startup選定企業であるか。		○
㉒	J-StarX	J-StarX（起業家等の海外派遣事業）において、採択され、海外に派遣された経験があるか。		○
㉓	IPEF関連事業	ＩＰＥＦのサプライチェーン協定やクリーン経済協定の取組に関連する事業であるか。		○
㉔	AZEC関連事業	AZECの実現に資する案件のうち、特に重要な事業として認められるか。		○
㉕	日印産業共創イニシアティブ等	「日印産業共創イニシアティブ」又は「アフリカの持続可能な経済発展のための日印協力イニシアティブ」に該当するか。		○
㉖	日本と中南米諸国の産業統合案件	日本と中南米諸国の産業統合案件に該当するか。		○

（1）審査方法・基準

■　審査基準

#	評価項目	審査基準	必須項目として審査されるもの	加点要素として審査されるもの
㉗	太平洋島嶼国関連事業	「第10回太平洋・島サミット（PALM10）日本・PIF 首脳宣言、共同行動計画」や「ブルーパシフィック大陸のための2050年戦略」に資する案件であるか。		○
㉘	アフリカへの面的連携案件	第三国企業と業務提携して、アフリカでの事業化を行う案件か。		○
㉙	強靭で持続可能なサプライチェーン （実証事業のみ対象）	強靭で持続可能なサプライチェーン構築の取組を行っているか。 ※共同申請の場合は幹事法人のみ対象		○

詳細は、募集要領をご確認ください。

（２）採択結果の決定･通知

採択された申請者については、経済産業省のホームページ及び特設Ｗｅｂサイト等で公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

※採択公表資料に掲載する事業名、事業概要（様式２提案書「２９.採択された場合に公表する事業概要」に記載された文案）については、公募審査期間中に経産省・事務局にて修正文案を作成し、内容を確認いただく場合がありますのでご留意下さい。また、**修正内容を確認いただく場合であっても、採択の可能性を示唆するものではありません。**

■ 採択以降の流れについて

- 採択企業は、事務局に補助金交付申請書を提出し、それに対して事務局が交付決定通知書を交付いたします。交付決定日以降、事業開始となります。
- 採択決定後から交付決定までの間に､事務局との協議を経て､事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があることに留意ください。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合がありますのでご了承ください。
- 補助金交付申請額は、応募申請時の金額を上限とし、超過した金額で申請はできません。
- 事務局から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合があるので御了承ください。
- 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して１５日を経過した日又は事務局が定める期日までに実績報告書を事務局宛に提出してください。

１．事業の概要

２．応募手続きについて

３．審査・採択について

４．応募書類の作成における注意事項

様式作成における注意事項

提出必須 様式１申請書

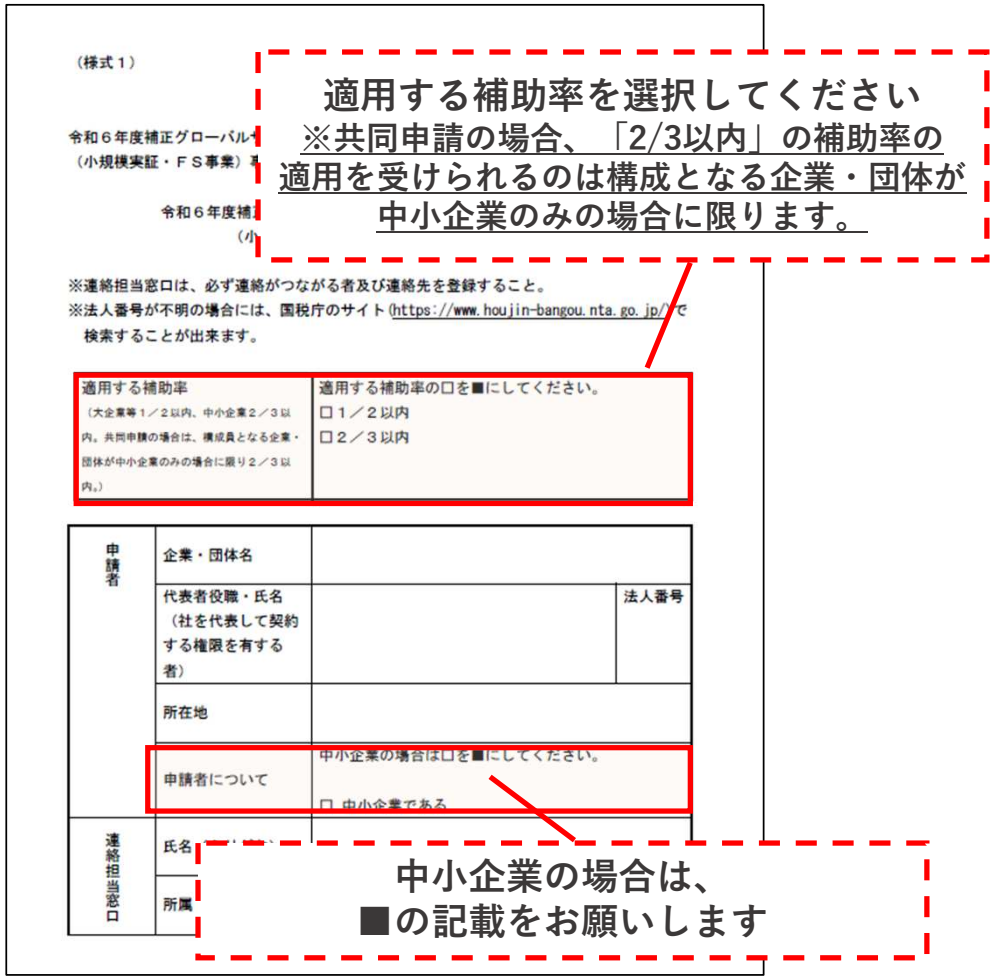

（様式１）

令和６年度補正グローバル
（小規模実証・ＦＳ事業）

令和６年度補
（小

※連絡担当窓口は、必ず連絡がつながる者及び連絡先を登録すること。
※法人番号が不明の場合には、国税庁のサイト（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）で検索することが出来ます。

適用する補助率 （大企業等１／２以内、中小企業２／３以内。共同申請の場合は、構成員となる企業・団体が中小企業のみの場合に限り２／３以内。）	適用する補助率の□を■にしてください。 □１／２以内 □２／３以内

申請者	企業・団体名		
	代表者役職・氏名（社を代表して契約する権限を有する者）		法人番号
	所在地		
	申請者について	中小企業の場合は□を■にしてください。 □ 中小企業である	
連絡担当窓口	氏名		
	所属		

適用する補助率を選択してください
※共同申請の場合、「2/3以内」の補助率の適用を受けられるのは構成となる企業・団体が中小企業のみの場合に限ります。

中小企業の場合は、
■の記載をお願いします

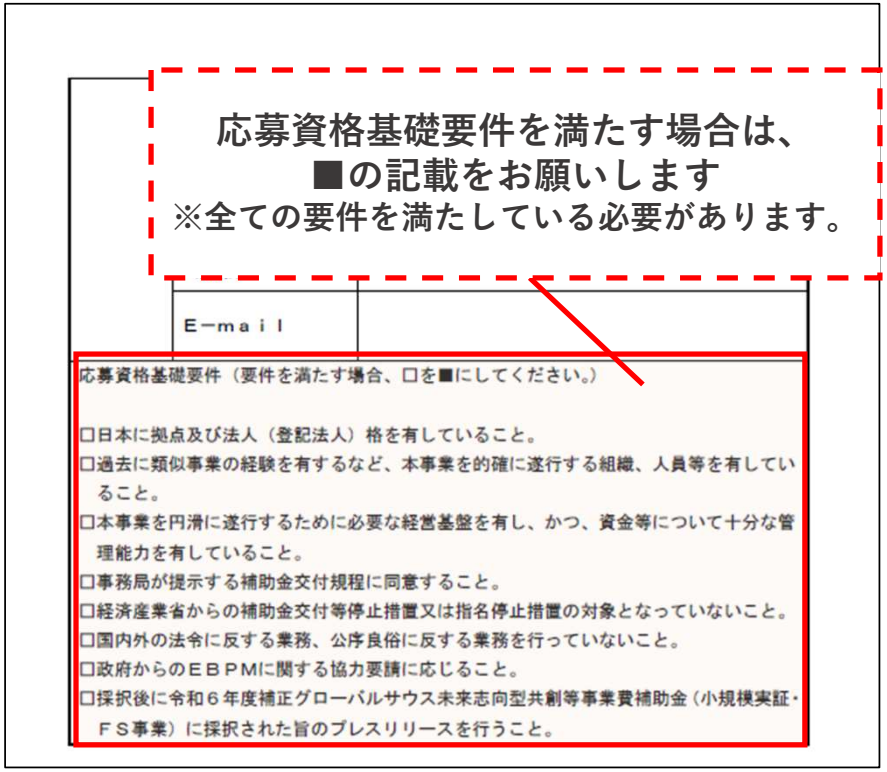

Ｅ－ｍａｉｌ	

応募資格基礎要件（要件を満たす場合、□を■にしてください。）

□日本に拠点及び法人（登記法人）格を有していること。
□過去に類似事業の経験を有するなど、本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
□本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
□事務局が提示する補助金交付規程に同意すること。
□経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置の対象となっていないこと。
□国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。
□政府からのＥＢＰＭに関する協力要請に応じること。
□採択後に令和６年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金（小規模実証・ＦＳ事業）に採択された旨のプレスリリースを行うこと。

応募資格基礎要件を満たす場合は、
■の記載をお願いします
※全ての要件を満たしている必要があります。

様式作成における注意事項

提出必須 様式１申請書

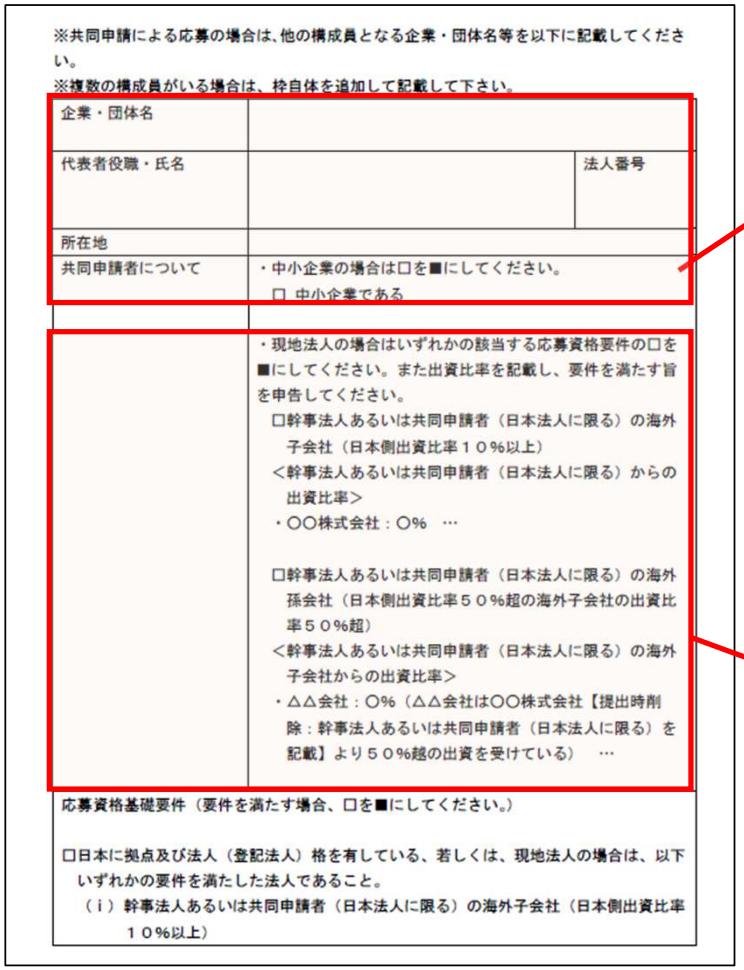

※共同申請による応募の場合は、他の構成員となる企業・団体名等を以下に記載してください。
※複数の構成員がいる場合は、枠自体を追加して記載して下さい。

企業・団体名		
代表者役職・氏名		法人番号
所在地		
共同申請者について	・中小企業の場合は□を■にしてください。 □ 中小企業である	
	・現地法人の場合はいずれかの該当する応募資格要件の□を■にしてください。また出資比率を記載し、要件を満たす旨を申告してください。 □幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外子会社（日本側出資比率１０%以上） <幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）からの出資比率> ・〇〇株式会社：〇% … □幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外孫会社（日本側出資比率５０%超の海外子会社の出資比率５０%超） <幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外子会社からの出資比率> ・△△会社：〇%（△△会社は〇〇株式会社【提出時削除：幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）を記載】より５０%超の出資を受けている） …	

応募資格基礎要件（要件を満たす場合、□を■にしてください。）

□日本に拠点及び法人（登記法人）格を有している、若しくは、現地法人の場合は、以下いずれかの要件を満たした法人であること。
（ｉ）幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外子会社（日本側出資比率１０%以上）

共同申請を行う場合には、
共同申請者の情報を記載して下さい

共同申請者が現地法人の場合は、
いずれかの該当する出資比率を必ず記載してください
・幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）からの出資比率
・幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外子会社からの出資比率

様式作成における注意事項

提出必須 様式２提案書

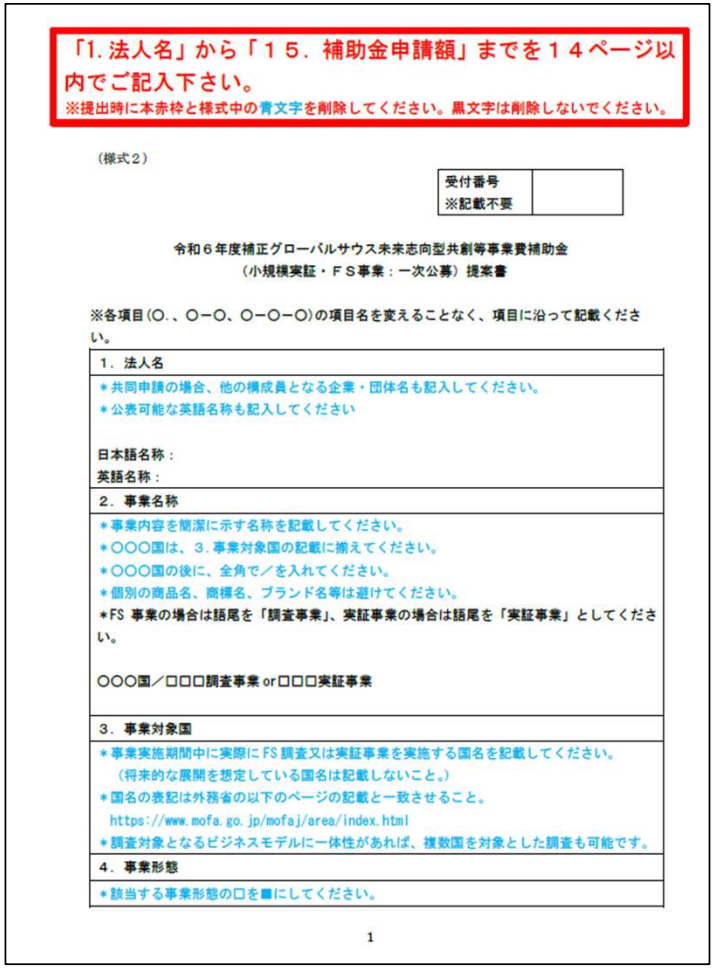

「1.法人名」から「１５．補助金申請額」までを１４ページ以内でご記入下さい。
※提出時に本赤枠と様式中の青文字を削除してください。黒文字は削除しないでください。

（様式２）

受付番号 ※記載不要	

令和６年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金
（小規模実証・ＦＳ事業：一次公募）提案書

※各項目（O.、O−O、O−O−O）の項目名を変えることなく、項目に沿って記載ください。

１．法人名
＊共同申請の場合、他の構成員となる企業・団体名も記入してください。 ＊公表可能な英語名称も記入してください 日本語名称： 英語名称：
２．事業名称
＊事業内容を簡潔に示す名称を記載してください。 ＊○○○国は、３．事業対象国の記載に揃えてください。 ＊○○○国の後に、全角で／を入れてください。 ＊個別の商品名、商標名、ブランド名等は避けてください。 ＊FS 事業の場合は語尾を「調査事業」、実証事業の場合は語尾を「実証事業」としてください。 ○○○国／□□□調査事業 or□□□実証事業
３．事業対象国
＊事業実施期間中に実際に FS 調査又は実証事業を実施する国名を記載してください。 （将来的な展開を想定している国名は記載しないこと。） ＊国名の表記は外務省の以下のページの記載と一致させること。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html ＊調査対象となるビジネスモデルに一体性があれば、複数国を対象とした調査も可能です。
４．事業形態
＊該当する事業形態の□を■にしてください。

1

必ず以下を満たすように作成してください

- 「1.法人名」から「１５．補助金申請額」までを１４ページ以内とすること。
- 「８．本事業のスケジュール」は事業実施期間（２０２６年８月３１日）以内とすること
- 事業対象国はグローバルサウス諸国とすること
  ※ASEAN、インド、中東、アフリカ、中南米、太平洋島嶼国等
  ※対象国の判断に迷う場合は都度、事務局に相談のこと

満たさない場合は、審査を行わず、不採択とします。

様式作成における注意事項

提出必須 様式２提案書

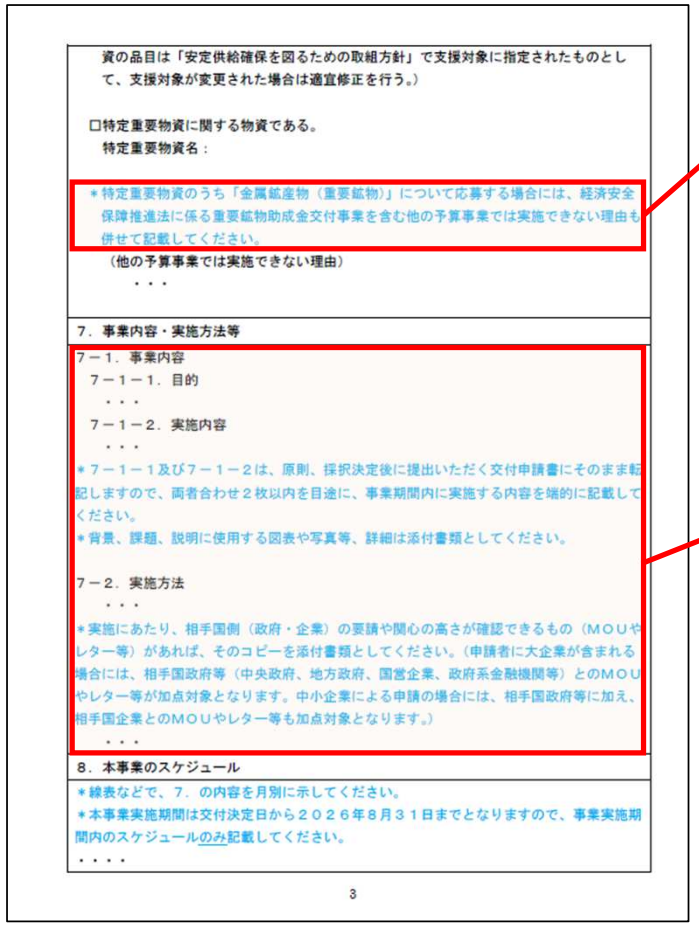

資の品目は「安定供給確保を図るための取組方針」で支援対象に指定されたものとして、支援対象が変更された場合は適宜修正を行う。）

□特定重要物資に関する物資である。
特定重要物資名：

＊特定重要物資のうち「金属鉱産物（重要鉱物）」について応募する場合には、経済安全保障推進法に係る重要鉱物助成金交付事業を含む他の予算事業では実施できない理由も併せて記載してください。
（他の予算事業では実施できない理由）
・・・

７．事業内容・実施方法等

７－１．事業内容
７－１－１．目的
・・・
７－１－２．実施内容
・・・
＊７－１－１及び７－１－２は、原則、採択決定後に提出いただく交付申請書にそのまま転記しますので、両者合わせ２枚以内を目途に、事業期間内に実施する内容を端的に記載してください。
＊背景、課題、説明に使用する図表や写真等、詳細は添付書類としてください。

７－２．実施方法
・・・
＊実施にあたり、相手国側（政府・企業）の要請や関心の高さが確認できるもの（ＭＯＵやレター等）があれば、そのコピーを添付書類としてください。（申請者に大企業が含まれる場合には、相手国政府等（中央政府、地方政府、国営企業、政府系金融機関等）とのＭＯＵやレター等が加点対象となります。中小企業による申請の場合には、相手国政府等に加え、相手国企業とのＭＯＵやレター等も加点対象となります。）
・・・

８．本事業のスケジュール

＊線表などで、７．の内容を月別に示してください。
＊本事業実施期間は交付決定日から２０２６年８月３１日までとなりますので、事業実施期間内のスケジュールのみ記載してください。
・・・・

3

様式中の青文字は削除して提出してください

「７－１－１」及び「７－１－２」は、
採択後の交付申請書に
転記いただく項目になります。
両者2枚以内を目途に
端的に記載して下さい

提案書に記載する調査実施内容は、
今後の契約の基本方針となるため、
予算額内で実現が確約されるもののみを記載して下さい。
採択後、申請者都合で大幅な変更があった場合は
減額や不採択になる場合があります。

様式作成における注意事項

提出必須 様式２別添１事業概要

令和６年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金（小規模実証・ＦＳ事業：一次公募）

様式２別添１【類型１】

事業名	○○○国／□□□調査事業or□□□実証事業	事業類型	類型１・類型２・類型３ ※該当する類型を全て丸囲みしてください。（複数選択可）
企業名	○○○ ＊共同申請の場合、他の構成員となる企業・団体名も記入してください。	事業形態	FS or 小規模実証 ※該当する事業形態を記載してください。
事業対象国	○○○	対象分野	ＧＸ分野 or ＤＸ分野 or 経済安保分野 ※該当する対象分野を記載してください。

事業概要

事業概要を４～５行程度で簡潔に記載～～～～～～～

【事業イメージが分かる図や写真】

【想定事業スキーム】

51%出資　49%出資

A社（提案事業[illegible]）　B社（[illegible]国企業）

現地JV設立

【スケジュール】

2024年○月～

2025年○月～～～

＊受注事業化までの全体スケ[illegible]

本事業が我が国のイノベーション創出様式中の青文字のポイント

例）事業で得られるビッグデータを日本に還元、
国際ルール・標準の日本標準の獲得、現地高度人材の呼び込み等
（可能な限り定量的に・・・年間○○件のデータや実証例の獲得、創出等）

結果生み出される国内雇用・投資効果等

・可能な限り定量的に（日本での雇用○人増、○○億円のR&Dセンター設立等）

●注視すべき他国政府等の支援スキーム（あれば）

他国ライバル企業等と競争条件が劣後しかねない他国政府の補助金等があれば、以下記載のこと。
・補助事業名（どこの国・政府等の事業か分かるよう）
・具体的な補助率や上限等分かる範囲で記載

●その他留意事項（あれば）

企業の本気度や政府支援への具体的な要望等記載のこと。
・○○億円程度の補助（又は委託？）がないと～～のため本事業が成立しない 等

類型1に最も当てはまる場合は、このシートにご記入ください。

※この記述は提出時に削除してください。
また、様式中の青文字も削除してください。

複数類型に当てはまる場合は、
最も当てはまると思う類型のフォーマットを
使用してください
※類型ごとに記載内容が異なります。

様式中の青文字は削除して提出してください

様式作成における注意事項

提出必須 様式２別添２積算内訳書

記入例を参考に作成してください

補助金申請額を
自動反映欄で算出された金額
「以内」としたい場合は、
手入力欄に金額を記載してください。

【経費計上時の注意点】
① 原則、消費税等を除外
② 算出過程において小数点以下の
端数が生じる場合は、原則切り捨て

令和６年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金
（小規模実証・ＦＳ事業：一次公募）
積算内訳書

１．積算内訳書

（１）	申請者（法人名）	○○株式会社		
（２）	事業形態	実証事業		※プルダウン選択してください
（３）	補助率	１/２以内		※プルダウン選択してください
（４）	補助金申請額	自動反映欄	500,000,000円	※（５）積算内訳の補助金申請額が自動反映
		手入力欄		
（５）	積算内訳			

区分	内訳	補助事業に要する経費	補助対象経費	積算根拠　※別紙に記載して下さい	補助金申請額
事業費	人件費	70,000,000	70,000,000	●●実施のための稼働人員○名×単価●円×●時間×●ヶ月	
	旅費	11,000,000	10,000,000	●円×●人×●回（東京-インド移動想定）	
	旅費	7,700,000	7,000,000	●円×●人×●回（東京-パキスタン移動想定）	
	委託・外注費	495,000,000	450,000,000	●●調査費、2社合計	
	機械設備費・システム購入費（実証事業に限る）	484,000,000	440,000,000	●●システム購入費	
	補助員人件費	23,000,000	23,000,000	●●実施のための派遣人員○名×単価●円×●時間×●ヶ月	
	合計額	1,090,700,000	1,000,000,000		500,000,000

内訳については、募集要領
「１０.（１）補助対象経費の区分」
を参考にしてください

※「機械設備費・システム購入費」
は実証事業のみ計上が可能です。

補助金申請額の合計額は、
「（３）補助率」で選択した補助率にて自動計算されます。
補助上限額を超過している場合は、
エラーになりますので、
上限額を守って計上してください

様式作成における注意事項

提出必須　様式２別添４実施体制補足資料

幹事法人（単独申請）用、共同申請者用でフォーマットが分かれています。
【類似業務従事経歴書】シートは幹事法人用のみに含まれています。

【実施体制一覧表】シート

#	氏名	兼任	担当業務	役割	2025年9月	2025年10月	2025年11月
1	東北 一郎	―	実施責任者	全体統括	実施計画策定		
2	山田 太郎	―	全体管理	管理者	事業進捗管理	事業進捗管理	事業進捗管理
3	田中 花子	兼	全体管理	推進担当		事業進捗管理	事業進捗管理
4	田中 花子	兼	調査	推進担当			
5	佐藤 春夫	兼	全体管理	推進担当			
6	佐藤 春夫	兼	営業	責任者			現地調査
7	太田 次郎	―	調査	管理者			
8	太田 夏子	―	調査	推進担当			
						文献調査	
						国内調査	
							現地調査
14							
15							
16							
17							
18							
19							

業務を兼任している場合は、業務ごとに行を分けて記載し、兼任のセルを“兼”にしてください。

従事者ごとに事業実施月の実施予定業務を記載してください。

【類似業務従事経歴書】シート（幹事法人用のみ）

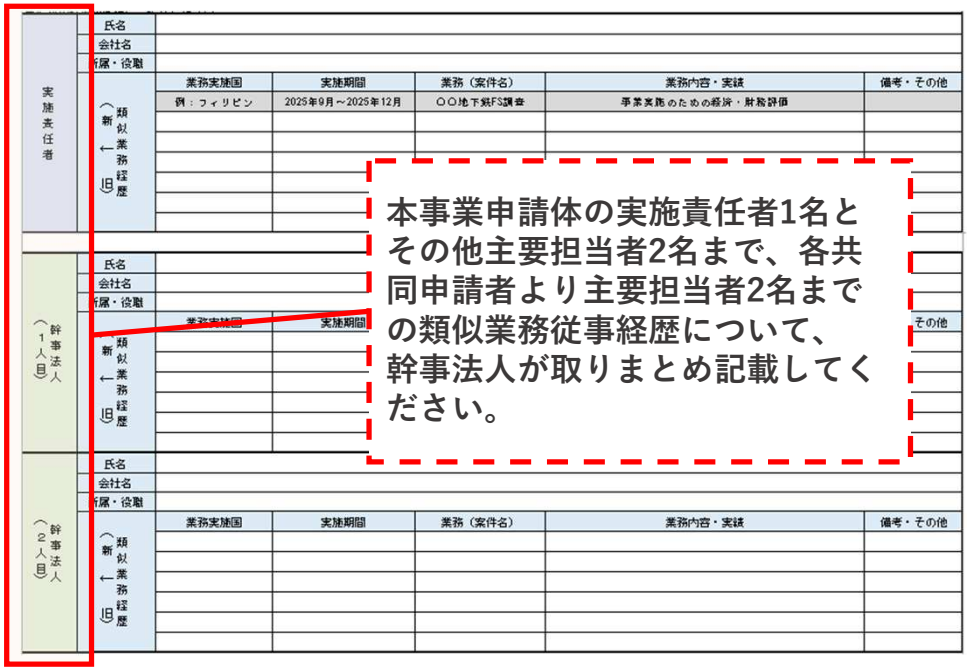

本事業申請体の実施責任者1名とその他主要担当者2名まで、各共同申請者より主要担当者2名までの類似業務従事経歴について、幹事法人が取りまとめ記載してください。

様式作成における注意事項

提出必須　様式２別添４実施体制補足資料

【月次業務従事日数表】シート

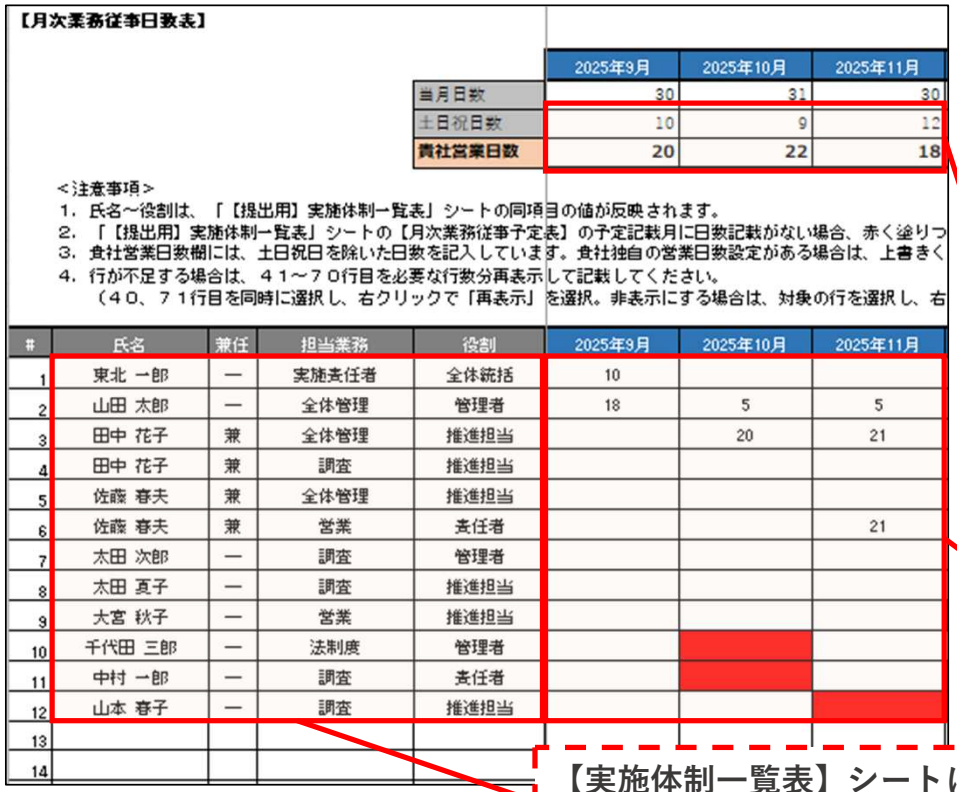

【月次業務従事日数表】

	2025年9月	2025年10月	2025年11月
当月日数	30	31	30
土日祝日数	10	9	12
貴社営業日数	20	22	18

＜注意事項＞
1．氏名～役割は、「【提出用】実施体制一覧表」シートの同項目の値が反映されます。
2．「【提出用】実施体制一覧表」シートの【月次業務従事予定表】の予定記載月に日数記載がない場合、赤く塗りつ
3．貴社営業日数欄には、土日祝日を除いた日数を記入しています。貴社独自の営業日数設定がある場合は、上書きく
4．行が不足する場合は、４１～７０行目を必要な行数分再表示して記載してください。
（４０、７１行目を同時に選択し、右クリックで「再表示」を選択。非表示にする場合は、対象の行を選択し、右

#	氏名	兼任	担当業務	役割	2025年9月	2025年10月	2025年11月
1	東北 一郎	―	実施責任者	全体統括	10		
2	山田 太郎	―	全体管理	管理者	18	5	5
3	田中 花子	兼	全体管理	推進担当		20	21
4	田中 花子	兼	調査	推進担当			
5	佐藤 春夫	兼	全体管理	推進担当			
6	佐藤 春夫	兼	営業	責任者			21
7	太田 次郎	―	調査	管理者			
8	太田 夏子	―	調査	推進担当			
9	大宮 秋子	―	営業	推進担当			
10	千代田 三郎	―	法制度	管理者			
11	中村 一郎	―	調査	責任者			
12	山本 春子	―	調査	推進担当			
13							
14							

複数の事業で応募する際や既に採択されている事業（令和5年度補正事業含む）がある場合において、
事業期間が重複する複数事業に「同一人物」が従事する場合のみ、本シートを記載してください。

本シート記載対象となる場合は、
「従事者全員」の担当業務従事日数を記載してください。

標準的な日数を記載していますので、異なる場合は上書きしてください。

当月内で左記担当業務に従事する日数を記載してください。
【実施体制一覧表】シートの実施予定業務が記載されている月に日数の記載がない場合は赤く塗りつぶされますので、漏れなく記載してください。

【実施体制一覧表】シートに記載した内容が自動反映されます。

様式作成における注意事項

提出必須　様式３申請法人概要表

（様式３）

受付番号 ※記載不要	

令和６年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金
（小規模実証・ＦＳ事業：一次公募）申請法人概要表

商号又は名称			
代表者役職氏名			
所在地	〒		
設立年月日		資本金	百万円
従業員数			
本事業に関係する自社海外拠点			
主要業務の実績			
（団体の場合）主要加盟企業			
その他関連会社			
その他の関連会社（株式会社の場合は主要株主）	名称		持株割合（%）

※申請時点で提出可能な直近１年の財務諸表を添付してください。中小企業の場合は、申請時点で提出可能な直近３年の財務諸表を添付してください。設立３年未満の場合は提出可能な期間分を全てご提出いただき、その旨を申請時に事務局までご連絡ください。
※なお、日本の証券取引所に上場している企業は、四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書（写し）を財務諸表の代替とすることが可能です。
※共同申請による応募の場合は、他の構成員も当様式を作成し合わせて提出してください。
※代表者役職氏名は、様式１の代表者役職・氏名と同じ内容を記載してください。

申請時点で提出が必要な財務諸表は
大企業・中小企業で異なるため、
様式下部の注意事項をよくご確認ください。

様式作成における注意事項

該当者のみ提出

様式４ 中小企業補助率の適用要件審査

（様式４）

中小企業補助率の適用要件審査

1．中小企業補助率の適用を希望する申請企業名

○○

2．申請法人は中小企業基本第２条第１項の中小企業者に該当するか。

□　該当する

業種：　○○業
資本金：　○○円
従業員数（常勤）：　○○人

（参考：中小企業の定義　中小企業基本第２条第１項）
※資本金又は従業員数のいずれかを満たす必要

業種	資本金	従業員数（常勤）
製造業、建設業、運輸業	３億円	300 人
卸売業	１億円	100 人
サービス業	5,000 万円	100 人
小売業	5,000 万円	50 人
その他の業種（上記以外）	３億円	300 人

3．申請法人の１００%の株式を、資本金又は出資金が５億円以上の法人が直接又は間接に保有していないか。

□　保有していない

4．申請法人について、直近過去３年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超えていないか。

□　超えていない

5．申請法人は、事業の主たる課題の解決や、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる部分について、委託・外注を行っていないか。

□　該当する

本事業における主要な業務（事業の主たる課題の解決や、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる部分）：

6．履行体制図

【例】

申請法人、外注・再委託先企業それぞれの役割：
外注・再委託が必要な理由：
事業費総額に対する大企業への外注・再委託費割合：　○%　※原則 40%以下

7．申請法人が有する技術やビジネスモデルの特徴

中小企業の補助率の適用を受ける場合には、当様式を提出してください。（共同申請者も含む）

様式作成における注意事項

提出任意

様式５従業員への賃金引上げ計画の表明書

当様式の提出は任意ですが、
審査時の加点要素となります
（幹事法人のみ対象）。

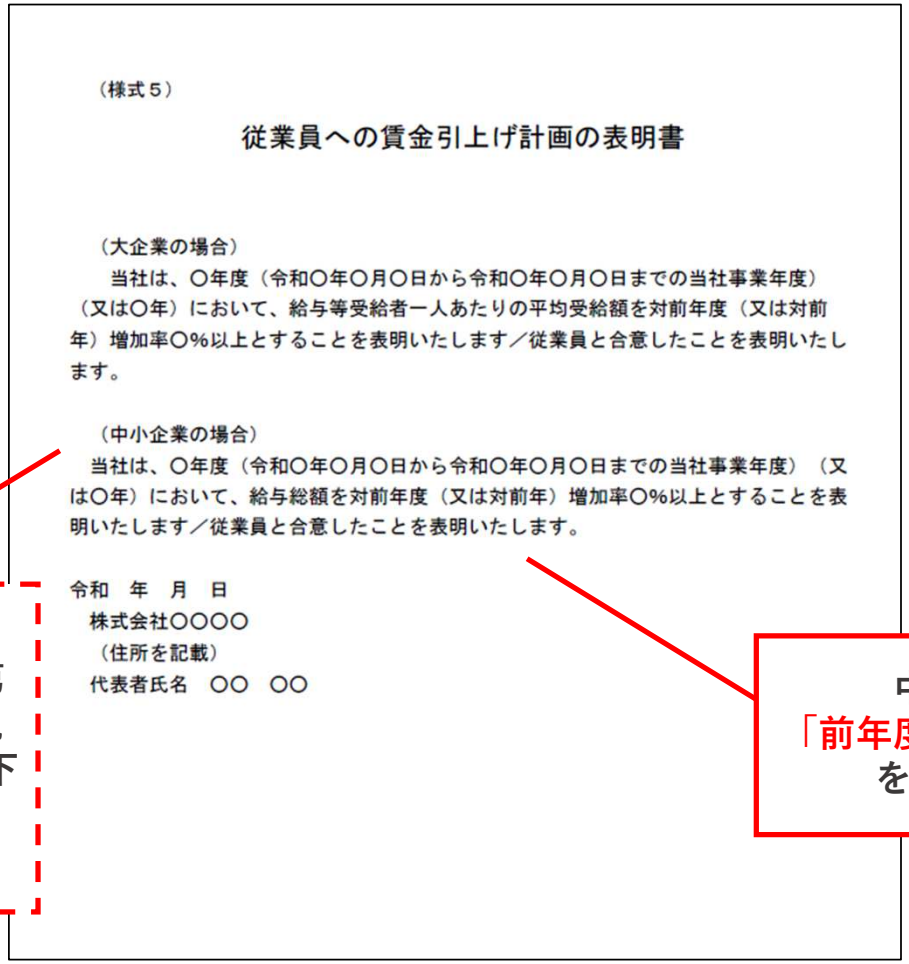

（様式５）

従業員への賃金引上げ計画の表明書

（大企業の場合）
当社は、〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）（又は〇年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率〇%以上とすることを表明いたします／従業員と合意したことを表明いたします。

（中小企業の場合）
当社は、〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）（又は〇年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率〇%以上とすることを表明いたします／従業員と合意したことを表明いたします。

令和　年　月　日
株式会社〇〇〇〇
（住所を記載）
代表者氏名　〇〇　〇〇

■中小企業の場合について

当証明における中小企業は、
法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第２項、第３項及び第６項に規定される、資本金等の額が１億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等を指します。

中小企業の場合は、
「前年度の法人税申告書別表１」
を提出してください。

様式作成における注意事項

提出任意

様式６強靱で持続可能なサプライチェーン構築の取組

当様式の提出は任意ですが、
審査時の加点要素となります
（実証事業者かつ幹事法人のみ対象）。

※実証するビジネスモデルにおいて、
①永久磁石、②工作機械及び産業用ロボット、
③蓄電池
を用いない場合は提出不要です。

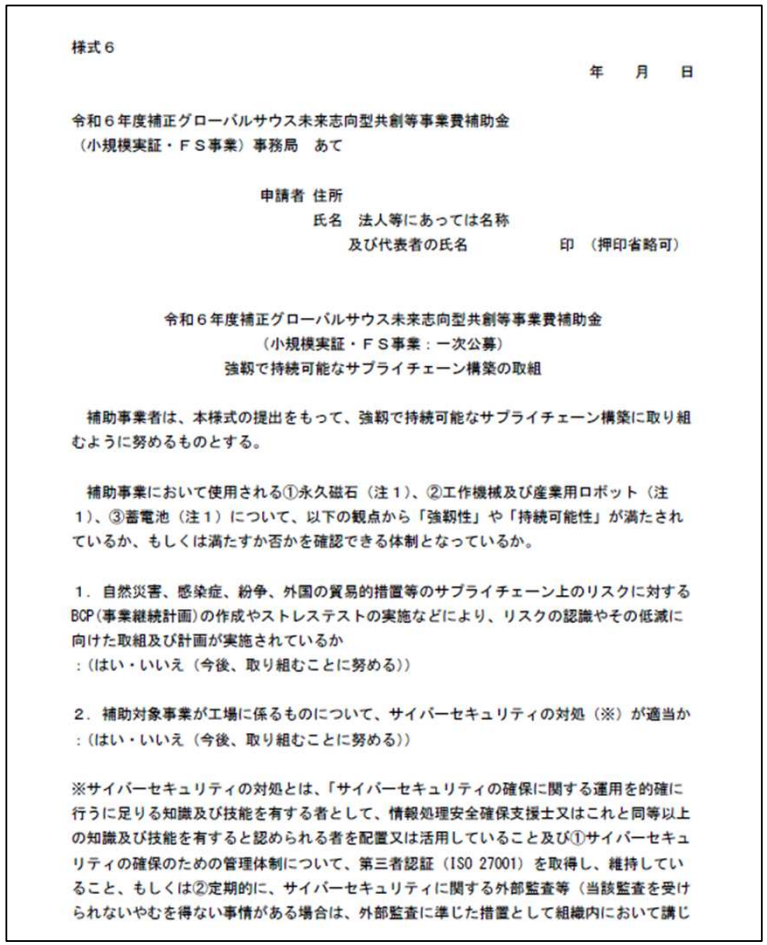

様式６

年　月　日

令和６年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金
（小規模実証・ＦＳ事業）事務局　あて

申請者 住所
氏名　法人等にあっては名称
及び代表者の氏名　印　（押印省略可）

令和６年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金
（小規模実証・ＦＳ事業：一次公募）
強靱で持続可能なサプライチェーン構築の取組

補助事業者は、本様式の提出をもって、強靱で持続可能なサプライチェーン構築に取り組むように努めるものとする。

補助事業において使用される①永久磁石（注１）、②工作機械及び産業用ロボット（注１）、③蓄電池（注１）について、以下の観点から「強靱性」や「持続可能性」が満たされているか、もしくは満たすか否かを確認できる体制となっているか。

１．自然災害、感染症、紛争、外国の貿易的措置等のサプライチェーン上のリスクに対するBCP（事業継続計画）の作成やストレステストの実施などにより、リスクの認識やその低減に向けた取組及び計画が実施されているか
：（はい・いいえ（今後、取り組むことに努める））

２．補助対象事業が工場に係るものについて、サイバーセキュリティの対処（※）が適当か
：（はい・いいえ（今後、取り組むことに努める））

※サイバーセキュリティの対処とは、「サイバーセキュリティの確保に関する運用を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者として、情報処理安全確保支援士又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を配置又は活用していること及び①サイバーセキュリティの確保のための管理体制について、第三者認証（ISO 27001）を取得し、維持していること、もしくは②定期的に、サイバーセキュリティに関する外部監査等（当該監査を受けられないやむを得ない事情がある場合は、外部監査に準じた措置として組織内において講じ

様式作成における注意事項

該当者のみ提出

様式７人権尊重の取組状況

中小企業以外の事業者のうち、会社法における会社のみ対象

様式７

年　月　日

令和６年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金
（小規模実証・ＦＳ事業）事務局　あて

申請者 住所
氏名　法人等にあっては名称
及び代表者の氏名　　印　（押印省略可）

令和６年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金
（小規模実証・ＦＳ事業：一次公募）
人権尊重の取組状況

申請者の人権尊重の取組状況について、以下のとおり報告します。
また、事業終了後に報告する事業終了時点における人権尊重の取組状況を一般に公表されることについて、同意します。

1．人権尊重の取組状況
（1）　人権方針の策定・公開
人権方針を策定し、公開している。　□

（2）　人権デュー・ディリジェンスの実施
人権デュー・ディリジェンスに取り組んでいる。　□
人権デュー・ディリジェンスの実施に関する情報を公開している。　□

（3）　苦情処理メカニズムの設置又は参加
苦情処理メカニズムを独自に設置している、又は業界団体等が設置する苦情処理メカニズムに参加している。　□

2．取組状況に関する情報公開 URL
http//www.――.co.jp/human_rights/

公開しているが、その内容を申請者のウェブサイト以外で公開している場合は、その旨の分かる文書等の写しを提出すること

ご質問回答

事前に事務局にお送りいただいた
主な質問に回答いたします。
チャット、音声での質問は受け付けておりません。

Q1 様式２の「3．事業対象国」欄は、応募時点で未確定の対象国を記載しても問題ないか。

A 事業期間中の変更は原則認められませんので、応募時には、事業対象国を確定させて記載ください。

なお、調査対象となるビジネスモデルに一体性があれば、複数国を対象とした事業も可能です。

また、記載のなかった国での事業にかかる費用は、補助対象外です。

Q2 同一事業者が、複数事業を申請することは可能か。

A 可能です。事業内容が各々異なる内容の事業であれば、複数事業形態への応募、若しくは、同じ事業形態で複数事業の応募を事業ごとに行うことは可能です。

ただし、本事業を多くの事業者に活用いただくために、応募書類の審査の結果、不採択とする場合があります。

なお、同一事業を分割して複数案件として申請したり、複数者から同一案件をそれぞれ申請したりすることは認められません。

Q3 実証事業により取得した資産の帰属は、幹事法人あるいは共同申請者という理解で合っているか。

A 資産については、幹事法人あるいは共同申請者に帰属します。

なお、減価償却期間内における処分や商用利用については事前に事務局及び経済産業省に対して承認を得る必要があります。

また、事業者が取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入額又は見込まれる収入額の全部若しくは一部を事務局に納付させることがあります。

Q4 グローバルサウス諸国での展開において必要な活動、調査を日本にて実施する、日本でのＦＳ等は対象か。

A ＦＳ事業については、案件組成段階での基礎調査やコンソーシアム組成等企業による短期的な受注・事業化、グローバルサウス諸国との経済連携強化が臨める活動であれば、日本での調査実施でも問題ありません。

実証については、「実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度などを、グローバルサウス諸国において、その有効性や経済性などを確認すること」と定義しているため、日本での有効性や経済性などの確認は対象外となります。一方で、グローバルサウス諸国で実証する機器の日本での製造費用は対象とします。

Q5 令和５年度補正事業からの主な変更点は何か。

A

主な変更点として、対象分野を、①ＧＸ分野、②ＤＸ分野、③経済安全保障分野に限定することとしました。

①ＧＸ分野：化石燃料からクリーンなエネルギー利用への転換を図る案件

②ＤＸ分野：デジタル技術を用いて、ビジネスモデルの変革を図る案件
例）エネルギー×ＤＸ、医療・ヘルスケア×ＤＸ、防災・気候変動×ＤＸ

③経済安保分野：「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」で指定された「特定重要物資」に係る案件

Q6

対象分野として、①ＧＸ分野、②ＤＸ分野、③経済安保分野、事業類型として類型１（我が国のイノベーション創出につながる共創型）、類型２（日本の高度技術海外展開型）、類型３（サプライチェーン強靱化型）の６つの要素がありますが、いずれか一つに該当したら応募可能か。

A

対象分野①～③のいずれかに該当した上で、事業類型１～３のいずれかにも該当する必要があります。

Q7 どの対象分野（①ＧＸ分野、②ＤＸ分野、③経済安保分野）に該当するかは、どのように判断するか。

A まず、補助対象となる３つの分野のうち、 いずれかに該当する必要があります。 複数の分野に当てはまる事業での応募も可能です。

なお、分野の判断に際し、個別具体的なご相談はお受け出来かねます。ご自身でご判断いただき、申請をお願いします。

Q8 類型３（サプライチェーン強靭化型）は、特定重要物資に該当する物品の製造・供給等をする事業のみが対象か。

A 製造・供給等をする物品が特定重要物資に該当することは、類型３の必須の条件ではありません。類型３が満たすべき要件は、募集要領「３．事業内容＞（３）補助対象となる事業類型」を参照してください。

特定重要物資に該当しない場合でも、対象分野のＧＸ分野・ＤＸ分野に該当する物品であれば、類型３の対象となります。

なお、類型３を選択する場合は、募集要領「８．審査・採択について＞（２）審査基準」の通り、本事業後５年以内に見込む定量的な成果として、「多元化の効果」を必ず設定してください。

Q9 類型３（サプライチェーン強靭化型）として、経済安保法における金属鉱産物（重要鉱物）に係る案件の応募は可能か。

A 金属鉱産物について応募する場合には、経済安全保障推進法に係る重要鉱物助成金交付事業等の対象事業とならない旨を、提案書において記載いただく必要があります。

Q10 肥料や航空機部品などの「特定重要物資」は「経済安保分野」に該当しますが、特定重要物資を事業実施国で製造し同国内での販売や第三国への輸出を行うことを目的としたFS事業・実証事業を類型１、類型２で応募することはできるか。

A 経済安保法において「特定重要物資」(※)は、供給源の多様化等の取組により当該物資の安定供給確保を図ることが特に必要とされたものが指定されています。

このため、「経済安保分野」に関する案件は、事業実施国から日本へのサプライチェーン強靭化に資する案件として事業類型の「類型３：サプライチェーン強靭化型」に該当する場合に応募いただくことを想定しています。

※特定重要物資については、「特定重要物資の対象となる品目」についての別表をご確認ください。

ご質問回答は以上です